資料編

１　策定経過

（１）墨田区こどもまんなかすみだ推進本部

１）墨田区こどもまんなかすみだ推進本部設置要綱

令和６年７月２２日
６墨子支第７３３号

（設置）

第１条　笑顔あふれる、子どもの最善の利益を優先するまち「こどもまんなか　すみだ」の実現を図るため、墨田区こどもまんなかすみだ推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

⑴　（仮称）墨田区子ども基本条例の制定及びその普及啓発に関すること。

⑵　（仮称）墨田区こども計画の策定及びその推進に関すること。

⑶　前２号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項

（構成）

第３条　推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

２　本部長は、区長とし、推進本部を総括する。

３　副本部長は、副区長とする。

４　本部員は、教育長及び部長（部長相当職を含む。）の職にある者をもって充てる。

５　本部長は、特に必要があると認めるときは、所掌事項に関係のある職員に推進本部への出席を求めることができる。

（招集）

第４条　推進本部は、本部長が招集し、主宰する。

２　本部長に事故があるときには、副本部長がその職務を代理する。

（幹事会）

第５条　推進本部に幹事会を置く。

２　幹事会は、別表に掲げる者をもって構成する。

３　幹事会は、推進本部に付議する事案を調査・検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議する。

４　幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

（事務局）

第６条　推進本部に事務局を置く。

２　事務局長は、子ども・子育て支援部長をもって充てる。

３　事務局長は、次の職務を行う。

⑴　幹事会を招集し、主宰すること。

⑵　推進本部に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。

⑶　推進本部の決定事項に係る事務の執行調整に関すること。

⑷　その他本部長が必要と認める事項に関すること。

４　事務局長は、前項第２号から第４号までの事務を行うに当たり、各本部員等に対し、必要な資料の提出又は報告を求めることができる。

５　事務局長は、必要に応じて、協議事項に関係のある職員に幹事会への出席を求めることができる。

６　事務局の庶務は、子ども・子育て支援部子育て支援課において処理する。

（委任）

第７条　この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

付　則

この要綱は、令和６年７月２２日から適用する。

別表

幹事会

企画経営室	行政経営担当課長 政策担当課長
企画経営室ファシリティマネジメント担当	財産管理課長
総務部	総務課長
区民部	窓口課長
地域力支援部	地域活動推進課長
産業観光部	経営支援課長
福祉保健部	厚生課長
福祉保健部保健衛生担当	保健計画課長
子ども・子育て支援部	子育て政策課長 子ども施設課長 子育て支援総合センター館長 副参事（子ども・家庭支援連携担当）
都市計画部	都市計画課長
都市計画部危機管理担当	防災課長
都市整備部	都市整備課長
都市整備部立体化まちづくり推進担当	立体化推進課長
資源環境部	環境保全課長
区議会事務局	区議会事務局次長
教育委員会事務局	庶務課長

２）検討経過

令和６年度墨田区こどもまんなかすみだ推進本部

	開催日	主な議題
第１回	８月 27 日	「こどもまんなかすみだの推進」について
第２回	11 月 12 日	（仮称）墨田区こども条例の素案について （仮称）墨田区こども計画の素案について
第３回	２月４日	墨田区こども条例について 墨田区こども計画について

令和６年度墨田区こどもまんなかすみだ推進本部幹事会

	開催日	主な議題
第１回	８月７日	「こどもまんなかすみだの推進」について
第２回	10 月 29 日	（仮称）墨田区こども条例（案）について （仮称）墨田区こども計画（案）について
第３回	１月 23 日	墨田区こども条例について 墨田区こども計画について

（２）墨田区子ども・子育て会議

１）委員名簿

	区分	氏名	役職
1	会　長	西村　孝幸	小梅保育園長
2	副会長	西島　由美	にしじま小児科院長
3	委　員	野原　健治	社会福祉法人興望館理事長
4	委　員	浅見　佳子	相模女子大学准教授
5	委　員	古屋　真	駒沢女子短期大学教授
6	委　員	八重田　裕一朗	墨田児童会館館長
7	委　員	東　百代	本所白百合幼稚園長
8	委　員	星野　操	文花子育てひろば施設長
9	委　員	土屋　恵子	主任児童委員
10	委　員	末田　豪	立花吾嬬の森小学校ＰＴＡ会長
11	委　員	平林　秀敏	墨田中学校ＰＴＡ会長
12	委　員	尾口　優子	青少年委員協議会委員
13	委　員	山口　仁美	両中地区青少年育成委員会委員長
14	委　員	徳原　広美	株式会社コーリン堀川取締役保育事業担当
15	委　員	賀川　祐二	ＮＰＯ法人病児保育を作る会代表理事
16	委　員	髙田　宏美	キャリー保育園東向島施設長
17	委　員	真鍋　文朗	公募委員
18	委　員	眞能　貴代	公募委員
19	委　員	三井田　香奈	公募委員
20	委　員	本谷　友実	公募委員
21	委　員	横山　竜也	公募委員
22	委　員	金澤　里美	八広幼稚園長
23	委　員	浮津　あゆみ	緑小学校長
24	委　員	吉岡　大司	桜堤中学校長
25	委　員	国分　幸美	太平保育園長

※敬称略、順不同

	事務局	氏名	役職
1	事務局	酒井　敏春	子ども・子育て支援部長
2	事務局	岩瀬　均	教育委員会事務局次長
3	事務局	石岡　克己	子育て支援課長
4	事務局	秋山　和栄	子育て政策課長
5	事務局	細谷　勇治	子ども施設課長
6	事務局	野澤　典子	子育て支援総合センター館長
7	事務局	梅原　和恵	子ども・子育て支援部副参事 （子ども・家庭支援連携担当）
8	事務局	中尾　清美	福祉保健部副参事（相談支援担当）
9	事務局	大八木　努	地域教育支援課長

２）検討経過

令和５年度

	開催日	主な議題
第１回	５月 31 日	区長からの諮問、委員紹介、会長の選任 墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査の実施について （仮称）すみだ子ども・子育て応援プログラムの策定について 部会の設定について
第２回	８月３日	墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査について すみだ子ども・子育て応援プログラムについて 部会による意見交換
第３回	10 月 18 日	墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査の回収状況について すみだ子ども・子育て応援プログラムについて 部会での意見交換
第４回	１月 25 日	答申（案）について 令和６年度の区の主な取組について 八広児童館の愛称名について
第５回	３月 27 日	答申（案）について 講評「答申書を受けて考える墨田区における“こどもまんなか”について」

令和６年度

	開催日	主な議題
第１回	４月 24 日	令和６年度の子ども・子育て会議の議題及び進め方について 「みんなであそぼう！こどもわくわくフェスティバル」について 令和６年度子育て支援活動助成事業について
第２回	８月 21 日	「(仮称) 墨田区こども計画」の基本的考え方について
第３回	11 月 13 日	「(仮称) 墨田区こども計画」の（案）について 「(仮称) 墨田区こども条例」の（案）について 「墨田区児童館のあり方」の改定（案）について
第４回	２月４日	

（３）墨田区青少年問題協議会、墨田区子ども・若者計画改定専門委員会、墨田区子ども・若者計画改定作業部会

１）委員名簿

墨田区青少年問題協議会

	職名	選出区分	氏名	備考
1	会長	墨田区長	山　本　　亨	
2	委員	区議会議員	あべ　よしたけ	
3			高　橋　正　利	
4			中村　あきひろ	
5			船　橋　けんご	
6		学識経験者	伊　藤　康　次	墨田区立小学校長会会長
7			稲　垣　吉　実	墨田区立中学校長会会長
8			金　田　裕　治	高等学校長代表
9			吉　川　宜　範	私立幼稚園連合会会長
10			矢　澤　大　輔	墨田区立小学校ＰＴＡ協議会会長
11			中　山　善　光	墨田区立中学校ＰＴＡ連合会会長
12			小　野　俊　一	墨田区青少年委員協議会会長
13			小　澤　裕　二	墨田区少年団体連合会会長
14			島　田　泰　子	墨田区スポーツ推進委員協議会会長
15			鎌　形　由美子	墨田区民生委員・児童委員協議会会長
16			廣　田　健　史	本所防犯協会会長
17			岩　田　庸一郎	向島防犯協会会長
18			有　馬　慶　子	墨田区保護司会会長
19			西　村　紀　子	墨中地区青少年育成委員会委員長
20			白　石　祐　一	本中地区青少年育成委員会委員長
21			山　口　仁　美	両中地区青少年育成委員会委員長
22			阿　部　修　三	竪中地区青少年育成委員会委員長
23			小　林　厚　子	錦中地区青少年育成委員会委員長
24			坂　井　正　廣	吾嬬二中地区青少年育成委員会委員長
25			堀　口　義　晃	寺中地区青少年育成委員会委員長
26			市　川　　清	文花中地区青少年育成委員会委員長
27			長谷川　　豊	桜堤中地区青少年育成委員会委員長
28			吉　澤　利　雄	吾嬬立花中地区青少年育成委員会委員長
29		関係行政機関の職員	柴　田　　正	警視庁本所警察署長
30			北　川　雅　俊	警視庁向島警察署長
31			栗　原　　博	東京都江東児童相談所長
32			佐　藤　慎　也	墨田公共職業安定所長
33			歌　川　晃　議	東京家庭裁判所主任家庭裁判所調査官
34			清　水　晴　美	東京保護観察所保護観察官
35			石　井　美佐子	向島労働基準監督署長
36		区の職員	岸　川　紀　子	副区長
37			加　藤　裕　之	教育委員会教育長
38			郡　司　剛　英	産業観光部長
39			浮　田　康　宏	福祉保健部長
40			杉　下　由　行	福祉保健部保健衛生担当部長
41			酒　井　敏　春	子ども・子育て支援部長

墨田区子ども・若者計画改定専門委員会

	区分	氏名	備考
1	委員長	長谷川　豊	墨田区青少年育成委員会連絡協議会会長
2	委員	髙橋　誠二	墨田区立小学校ＰＴＡ協議会副会長
3		平林　秀敏	墨田区立中学校ＰＴＡ連合会
4		松村　明子	墨田区青少年委員協議会副会長
5		小澤　裕二	墨田区少年団体連合会会長
6		宮澤　　仁	墨田区民生委員・児童委員協議会
7		有馬　慶子	墨田区保護司会会長
8		西村　孝幸	墨田区私立保育園協会会長
9		原　　寛道	国立大学法人千葉大学デザイン・リサーチ・インスティテュート教授
10		須藤　昌俊	一般社団法人ＳＳＫ会長
11		森村　聡彦	墨田区立小学校長会副会長
12		稲垣　吉実	墨田区立中学校長会会長
13		金田　裕治	都立両国高等学校長
14		本下　郁也	警視庁本所警察署
15		千田　佳広	警視庁向島警察署
16		鈴木　玲子	墨田公共職業安定所
17		楠　　幸輔	企画経営室政策担当課長
18		佐久間英樹	地域力支援部参事（地域活動推進課長事務取扱）
19		砂山　　暢	産業観光部経営支援課長
20		渡邊　浩章	福祉保健部生活福祉課長
21		伊藤　真作	福祉保健部保健衛生担当健康推進課長
22		石岡　克己	子ども・子育て支援部子育て支援課長
23		岩瀬　　均	教育委員会事務局次長
24		石坂　　泰	教育委員会事務局指導室長

墨田区子ども・若者計画改定作業部会

	区分	氏名	備考
1	部会長	原　　寛道	国立大学法人千葉大学デザイン・リサーチ・インスティテュート教授
2	委員	須藤　昌俊	一般社団法人ＳＳＫ会長
3		矢野　雅人	企画経営室政策担当主査
4		石床めぐみ	地域力支援部地域活動推進課まなび主査
5		本多　　駿	産業観光部経営支援課経営支援主査
6		吉田かほり	福祉保健部生活福祉課相談係主査
7		城間　月枝	福祉保健部保健衛生担当健康推進課地域保健主査
8		戸村健太郎	子ども・子育て支援部子育て支援課子育て計画主査
9		新山　裕太	教育委員会事務局指導室指導主事

２）検討経過

令和５年度

開催日	主な議題
1 月 24 日	墨田区青少年問題協議会 ・「墨田区子ども・若者計画」改定の諮問について

令和６年度

開催日	主な議題
5 月 29 日	第１回墨田区子ども・若者計画改定作業部会 ・「墨田区子ども・若者計画」の改定について ・「墨田区若者実態調査」調査票の検討について
6 月 4 日	第１回墨田区子ども・若者計画改定専門委員会 ・「墨田区子ども・若者計画」の改定について 「墨田区若者実態調査」調査票の検討について
8 月 20 日	第２回墨田区子ども・若者計画改定作業部会 ・「墨田区若者実態調査」の結果について ・「(仮称) 墨田区こども計画」骨子の検討について
9 月 12 日	第２回墨田区子ども・若者計画改定専門委員会 ・「墨田区若者実態調査」の結果について ・「(仮称) 墨田区こども計画」骨子の検討について
10 月 16 日	第３回墨田区子ども・若者計画改定作業部会 ・「(仮称) 墨田区こども計画」素案の検討について
10 月 30 日	第３回墨田区子ども・若者計画改定専門委員会 ・「(仮称) 墨田区こども計画」素案の検討について
11 月 11 日	第１回墨田区青少年問題協議会 ・「墨田区若者実態調査報告書」の公表について ・「(仮称) 墨田区こども計画」素案の検討について
1 月 16 日	第４回墨田区子ども・若者計画改定専門委員会 ・「(仮称) 墨田区こども計画」最終案の検討について
1 月 29 日	第２回墨田区青少年問題協議会 ・「(仮称) 墨田区こども計画」最終案の検討について ・「墨田区子ども・若者計画」改定の答申について

（４）意見公募

「墨田区こども計画（案）」に関するパブリック・コメント

意見の募集期間	令和 6 年 12 月 5 日から令和 7 年 1 月 8 日まで
意見の状況	パブリック・コメント　25 人 59 件 こどもからの意見　　3 人 9 件 計　　28 人 68 件

２　墨田区こども条例

全てのこどもは、一人の人間として大切にされるかけがえのない存在です。

こどもは、どのような理由によっても差別されず、地域社会全体で大切に守られ、愛されながら、安心して他の人々とともに生き、夢や希望を持って成長していくことを大切にされなければなりません。

こどもは、自らの自由な意思や選択で、学び、遊び、休むことができます。このような自分の意思が尊重されることで、なりたい自分に向かって挑戦することができ、未来を切り開く力が育まれます。

こどもは、自分の意思を伝え、自分のことが認められ、他の人々を思いやるように成長することで、地域社会をつくる一員として、自ら学び、大人とともに育ち、ともに参画することができます。

区は、令和４年に制定されたこども基本法と平成１８年に制定された教育基本法の精神にのっとり、こどもの権利を大切にしながら、区民や地域社会において、こどもの健やかな育ちを支え、「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」を目指すことを宣言し、この条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、こどもの大切な権利を守っていくために、その基本となる考え方を区全体で共有し、こどもとこどもに関わる全ての人が、こどもにとって最も良いことは何かを考え、行動することで、「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」を実現することを目的とします。

（言葉の意味）

第２条　この条例で使う言葉の意味は、それぞれ次のとおりです。

⑴　こども　区内に在住し、在学し、在勤している人などで、心身の発達の過程にある人をいいます。

⑵　保護者　親などのこどもを養育する人をいいます。

⑶　区民等　区内に在住し、在学し、在勤している人、区内の町会・自治会、子育てを支援する団体、地域団体や区内において事業活動を行う事業者などをいいます。

⑷　育ち学ぶ施設　区内にある保育所、幼稚園、学校、児童館、公園などのこどもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

（基本理念）

第３条　「笑顔あふれる、こどもの最善の利益を優先するまちすみだ」の実現に当たっては、次に定める考え方を基本理念とします。

⑴　全てのこどもについて、個人として尊重され、基本的人権が保障され、差別を受けない

こと。

⑵　全てのこどもについて、適切に育てられ、生活を保障され、愛され保護されることなどの福祉に関する権利が等しく保障されること。

⑶　全てのこどもについて、教育を受ける機会が平等に与えられること。

⑷　全てのこどもについて、年齢と発達の程度に応じて、意見を表明する機会や社会的活動に参画する機会が確保されること。

⑸　全てのこどもについて、年齢と発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

⑹　子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感することができる社会環境を整備すること。

⑺　地域社会全体でこどもの育ちを支えること。

⑻　こどもの声を聴き、こどもとの対話を大切にすること。

（こどもの大切な権利）

第４条　区、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の関係者は、前条の基本理念に基づき、次の５つの権利が守られるよう努めます。

⑴　守られる権利

ア　命が守られること。

イ　あらゆる犯罪、暴力、虐待、いじめなどから心身ともに守られること。

ウ　こどもであるということや家庭環境、経済的な状況、障害、性別、性自認、国籍、人種、民族、文化などのあらゆることによって差別を受けないこと。

⑵　自分らしく育つ権利

ア　自分のペースに合わせて学び、遊び、休むことができること。

イ　失敗しても繰り返し挑戦することができる環境が整えられること。

ウ　年齢と発達の程度に応じて、自分で自分のことを決められること。

⑶　愛される権利

ア　ありのままの自分を受け入れてもらうこと。

イ　自分の考えや気持ち、個性や能力が尊重され、大切にされること。

⑷　教育を受ける権利

ア　教育を受ける機会が平等に与えられること。

イ　将来の社会生活に役立つ実践的な学びについての教育が受けられること。

ウ　何が良くて何が悪いかを判断する力や相手を思いやる気持ちを育む教育が受けられること。

⑸　意見を表明し、参画する権利

ア　自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。

イ　地域で行われる活動に参加することや自分から活動を始めることができること。

ウ　主体的に社会と関わることができるよう、ルールや決まり事の背景や意味について、説明を受けることができること。

（保護者の役割）

第５条　保護者は、こどもに対する第一義的責任を持つとともに、こどもの人格を尊重し、尊厳を守るよう努めるものとします。
２　保護者は、こどもを大切な存在として受け入れ、愛されて育つことができる環境を整え、こどもの健やかな成長を支えるよう努めるものとします。

（区民等の役割）
第６条　区民等は、地域社会全体でこどもを育てていくことを理解し、こどもの健やかな育ちのために協力し、こどもの権利を守る役割を持ちます。
２　区民等は、こどもが健やかに育ち、地域の中で安心して過ごすことができるよう、こどもを見守り、支援する役割を持ちます。

（育ち学ぶ施設の関係者の役割）
第７条　育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が安全で安心して過ごすことができる居場所となるよう努めるものとします。
２　育ち学ぶ施設の関係者は、こどもが学び、遊び、活動する機会などを確保することで、こどもの健やかな成長や自立を図るよう努めるものとします。
３　育ち学ぶ施設の関係者は、一人ひとりの個性を尊重するよう努めるものとします。

（区の責務）
第８条　区は、第４条のこどもの大切な権利を守るため、次条から第１２条までに定める方針に基づき、こどもに関する施策を総合的に実施します。
２　区は、保護者、区民等、育ち学ぶ施設の関係者、東京都、国などと連携し、こどもの最善の利益を優先するまちづくりを推進します。

（こどもへの支援の方針）
第９条　区は、こどもに対して丁寧で誠実な説明を行い、対話しながら支援を行います。
２　区は、こどものライフステージに応じて切れ目ない支援を行います。
３　区は、こどもが自分らしく心豊かに育つことができる環境をつくります。
４　区は、こどもが安心して過ごし、学び、遊び、活動するために必要な居場所をつくります。

（保護者や子育て家庭への支援の方針）
第１０条　区は、保護者が子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感することができるよう、子育てしやすい環境づくりを推進します。
２　区は、配慮が必要なこどもや子育て家庭への支援の充実を図ります。

（区民等への支援の方針）
第１１条　区は、区民等が地域で行うこどもの健やかな育ちを支える取組について、必要な支援を行います。

（育ち学ぶ施設への支援の方針）

第１２条　区は、育ち学ぶ施設において実施するこどもの権利を大切にする取組について、必要な支援を行います。

（こどもの意見表明と地域社会への参画）

第１３条　区は、こどもが自分の意見を表明しやすい環境づくりを行い、地域社会へ参画する機会を確保します。

２　区は、様々な状況にあって意見を表明することが難しいこどもについても、その意見が施策に反映されるよう、十分な配慮を行います。

（こどもの多様な学びと体験の機会の確保）

第１４条　区は、こどもが自らの創造力を広げ、その可能性を最大限に発揮することができるよう、多様な学びの場を拡充するとともに、こどもの体験の機会を確保します。

（こどもの権利の普及）

第１５条　区は、この条例に定めるこどもの権利について、こども、保護者、区民等が学び、理解することができるよう普及に努めるものとします。

（推進計画）

第１６条　区は、こどもに関する施策を総合的に推進するための計画を定めます。

２　区は、前項の計画の策定に当たっては、第３条の基本理念にのっとるものとします。

（財政上の措置）

第１７条　区は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を行うよう努めるものとします。

（委任）

第１８条　この条例に定めるもののほか、必要なことは、区長が別に定めます。

付　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

３　こども基本法

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

２　この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

一　新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援

二　子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援

三　家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

（基本理念）

第三条　こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一　全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二　全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四　全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五　こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六　家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を

総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条　事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条　国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条　政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

２　前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況

二　子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況

三　こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章　基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条　政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

２　こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　こども施策に関する基本的な方針

二　こども施策に関する重要事項

三　前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

３　こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一　少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策

二　子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項

三　こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

４　こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

５　内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

６　内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

７　前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条　都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2　市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3　都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4　都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5　市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条　国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条　国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条　国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2　都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3　都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4　前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条　国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2　都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条　国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条　政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章　こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条　こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

２　会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　こども大綱の案を作成すること。

二　前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三　こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四　前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

３　会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第十八条　会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

３　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二　会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第十九条　会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

２　会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十条　前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附　則　抄

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。

（検討）

第二条　国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとって実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとったこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

４　こども大綱（抜粋）

出典：こども家庭庁ホームページ　こども大綱（説明資料）

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」～全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会～

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約*の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長**することができ、**心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護**が図られ、**身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。**

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つ）ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じて、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、未来を切り開くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる。
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる。
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる。
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる。

① こども・若者が、尊厳を重んぜられ、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができるようになる。こどもを産みたい、育てたいと考える個人の希望が叶う。こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要。
② その結果として、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高める。

こどもや若者、子育て当事者はもちろん、全ての人にとって、社会的価値が創造され、その幸福が高まることに

（*こども家庭審議会における当該条約の呼称についての議論を踏まえ、当事者であるこどもにとってのわかりやすさの観点から、児童の権利に関する条約を「こどもの権利条約」と記載。）　2

こども施策に関する基本的な方針

日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、以下の６本の柱を基本的な方針とする。

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- こども・若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現の主体であり、生まれながらに権利の主体。多様な人格を持った個として尊重し、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからにとっての最善の利益を図る。「こどもとともに」という姿勢で、こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押し。
- 成育環境等によって差別的取扱いを受けることのないようにする。虐待、いじめ、暴力等からこどもを守り、救済する。

②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する。
- 意見表明・社会参画する上でも欠かせない意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。困難な状況に置かれたこども・若者や様々な状況にあって声を聴かれにくいこどもや若者等について十分な配慮を行う。

③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく行われ、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでを社会全体で切れ目なく支える。
- 「子育て」とは、こどもの誕生前から男女ともに始まっており、乳幼児期の後も、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くものとの認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていく。

④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- 乳幼児期からの安定した愛着（アタッチメント）の形成を保障するとともに、愛着を土台として、全てのこども・若者が、相互に人格と個性を尊重されながら、安全で安心して過ごすことができる多くの居場所を持ち、様々な学びや多様な体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、幸せな状態で成長し、尊厳が重んぜられ、自分らしく社会生活を営むことができるように取り組む。
- 困難な状況にあるこども・若者や家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮を行う。

⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む

- 若い世代が「人生のラッシュアワー」と言われる様々なライフイベントが重なる時期において、社会の中で自らを活かす場を持つことができ、現在の所得や将来の見通しを持てるようにする。
- 多様な価値観・考え方を尊重することを大前提とし、どのような選択をしても不利にならないようにすることが重要。その上で、若い世代の意見に真摯に耳を傾け、その視点に立って、若い世代が、自らの主体的な選択により、結婚し、こどもを産み、育てたいと望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく。共働き世帯が増加し、また、結婚・出産後も仕事を続けたい人が多くなっている中、その両立を支援していくことが重要であるため、共働き・共育てを推進し、育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する。

⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

3

こども施策に関する重要事項

「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ別に提示。

1　ライフステージを通した重要事項

○こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
（こども基本法の周知、こどもの教育、養育の場におけるこどもの権利に関する理解促進　等）
○多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり（遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着、こどもまんなかまちづくり　等）
○こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供（成育医療等に関する研究や相談支援等、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援）
○こどもの貧困対策（教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労支援、経済的支援）
○障害児支援・医療的ケア児等への支援（地域における支援体制の強化、インクルージョンの推進、特別支援教育　等）
○児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援（児童虐待防止対策等の更なる強化、社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援、ヤングケアラーへの支援）
○こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
（こども・若者の自殺対策、インターネット利用環境整備、性犯罪・性暴力対策　等）

2　ライフステージ別の重要事項

○こどもの誕生前から幼児期まで
こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期。
・妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保　・こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
○学童期・思春期
学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期。
思春期は、性的な成熟が始まり、それに伴って心身が変化し、自らの内面の世界があることに気づき始め、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期。
・こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等　・居場所づくり
・小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実　・成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
・いじめ防止　・不登校のこどもへの支援　・校則の見直し　・体罰や不適切な指導の防止　・高校中退の予防、高校中退後の支援
○青年期
大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期。
・高等教育の修学支援、高等教育の充実　・就労支援、雇用と経済的基盤の安定　・結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

3　子育て当事者への支援に関する重要事項

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにする。
○子育てや教育に関する経済的負担の軽減　○地域子育て支援、家庭教育支援
○共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大　○ひとり親家庭への支援

4

こども施策を推進するために必要な事項

1　こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢及び発達の程度に応じた意見表明機会と社会参画機会の確保、その意見の尊重と最善の利益の優先考慮が定められている。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。こどもの権利条約は、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められる。

こどもや若者の意見を聴いて施策に反映することやこどもや若者の社会参画を進めることには、大きく、２つの意義がある。

①こどもや若者の状況やニーズをより的確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。

②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。ひいては、民主主義の担い手の育成に資する。

こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会をつくるとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要。その際、こどもや若者の社会参画・意見反映は形だけに終わる懸念があることを認識して、様々な工夫を積み重ねながら、実効性のあるものとしていくことが必要。

○国の政策決定過程へのこども・若者の参画促進（『こども若者★いけんぷらす』の推進、若者が主体となって活動する団体からの意見聴取、各府省庁の各種審議会・懇談会等の委員へのこども・若者の登用、行政職員向けガイドラインの作成・周知）
○地方公共団体等における取組促進（上記ガイドラインの周知やファシリテーターの派遣等の支援、好事例の横展開等の情報提供　等）
○社会参画や意見表明の機会の充実　○多様な声を施策に反映させる工夫　○社会参画・意見反映を支える人材の育成
○若者が主体となって活動する団体等の活動を促進する環境整備　○こども・若者の社会参画や意見反映に関する調査研究

2　こども施策の共通の基盤となる取組

○「こどもまんなか」の実現に向けたEBPM（仕組み・体制の整備、データの整備・エビデンスの構築）
○こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援
○地域における包括的な支援体制の構築・強化（要保護児童対策地域協議会と子ども・若者支援地域協議会の活用、こども家庭センターの全国展開　等）
○子育てに係る手続き・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信
○こども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革

3　施策の推進体制等

○国における推進体制（総理を長とするこども政策推進会議、こどもまんなか実行計画の策定、担当大臣やこども家庭審議会の権限行使　等）
○数値目標と指標の設定　○自治体こども計画の策定促進、地方公共団体との連携　○国際的な連携・協力
○安定的な財源の確保　○こども基本法附則第２条に基づく検討

5